

国立大学法人愛媛大学人権侵害被害者ケア・システム要項

〔平成20年1月16日〕
規則第4号

(目的)

第1 この要項は、国立大学法人愛媛大学人権侵害の防止等に関する規程第4条第11項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学における人権侵害被害者（以下「被害者」という。）のケアを充実させるため、必要な事項を定めるものとする。

(ケア・チームの設置)

第2 人権問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）は、人権侵害に関する事案において、被害者に対しケアの必要があると判断した場合は、人権侵害被害者ケア・チーム（以下「ケア・チーム」という。）を設置し、当該被害者のケアに当たるものとする。

(ケア・チームの構成員)

第3 ケア・チームは、対策委員会委員長が選出する者若干人をもって構成する。

2 ケア・チームにチーム長を置き、対策委員会委員長が構成員のうちから指名する。

(ケア・チームの職務)

第4 ケア・チームは、被害者が、当該人権侵害に関し、不安等の問題を抱えている場合はその相談に応じ、必要なケアを行うこととする。

(支援の要請)

第5 ケア・チームは、必要に応じて、対策委員会及び総合健康センターに対し支援を要請する。

(ケア・チームの解散)

第6 対策委員会は、ケアの必要がなくなつたと判断したときは、ケア・チームを解散するものとする。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、被害者のケアに関し必要な事項は、対策委員会が定める。

附 則

この要項は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。